

# 税務・会計便り

## ～雑損控除と災害減免法～

地震、火災、風水害などの災害により、住宅や家財などに損害を受けた時は、確定申告で

①所得税法による雑損控除の方法

②災害減免法による税金の軽減免除による方法

のどちらか有利な方法を選ぶことにより所得税全部または、一部を軽減することができます。



	①所得税法（雑損控除）	②災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象	災害による損失が対象	
対象となる資産の範囲	住宅及び家財を含む生活に通常必要な資産（棚卸資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要でない資産※1は対象となりません）	住宅及び家財（損害金額※2が住宅又は家財の価値の2分の1以上であること）	
控除額の計算 または 所得税の軽減額	雑損控除の金額は、次のAまたはBのうちいずれか多い方の金額  A 損害金額※2 - 所得金額の10分の1  B 損害金額※2のうち災害関連支出の金額 - 5万円	その年の所得金額	所得税の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	2分の1軽減
		750万円超 1000万円以下	4分の1軽減

※1 別荘や競走馬、1個または1組の価値が30万円を超える貴金属、書画、骨董等

※2 資産に生じた損害の金額から保険金や損害賠償金などによって補てんされる金額を控除した金額

（国税庁パンフ参照）

雑損控除は、損失が生じた時の直前における資産の価額を基として計算します。なお、どちらの手続きにも「り災証明書」が必要となります。該当所在地の自治体で発行してもらい、確定申告時に申告書に添付して提出します。

ただし、雑損控除について、災害関連支出の金額を算出する場合、災害関連支出の領収書が必要となるので、紛失等には注意しなければいけません。

詳細はお問い合わせください！！



<http://www.sugiura-kaikei.jp>

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100